

第4次 俱知安町障がい者計画

《令和6年度～令和11年度》

概要版



令和6年3月
俱知安町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和4年12月10日に成立し、令和6年4月1日に施行される障害者総合支援法等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が掲げられています。

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）」等が盛り込まれています。

本町においては、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、平成30年3月に「第3次俱知安町障がい者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

このたび、同計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取組に加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「第4次俱知安町障がい者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

本計画は、第6次俱知安町総合計画を最上位計画とし、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮して策定します。

また、本計画は本町の最上位計画である第6次俱知安町総合計画、北海道における「第3期北海道障がい者基本計画」、及び国における「障害者基本計画（第5次計画）」と整合を図るものとします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第4次障がい者計画					
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画		

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

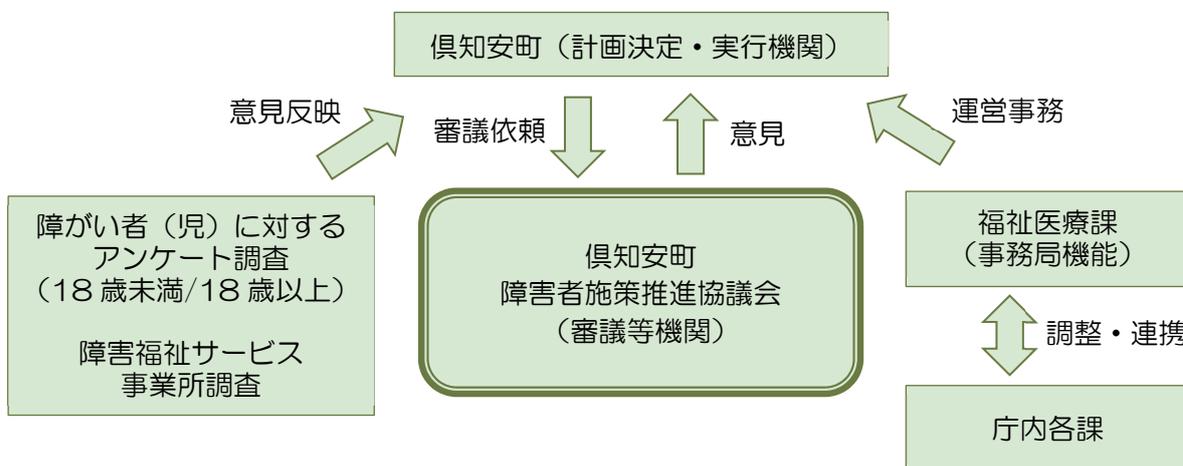
また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定においては、俱知安町障害者施策推進協議会で計画書の審議を行うとともに、主管課である福祉医療課のほか、庁内関係課との密接な連携を図りながら策定を行いました。

また、障がいのある人の実態及びニーズの把握、障害福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がいのある子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施しました。



● 障がいのある人の状況

1 障がいのある人等の現状

障害者手帳所持者数は、平成30年の859人から減少傾向が続いており、令和5年は767人となっています。

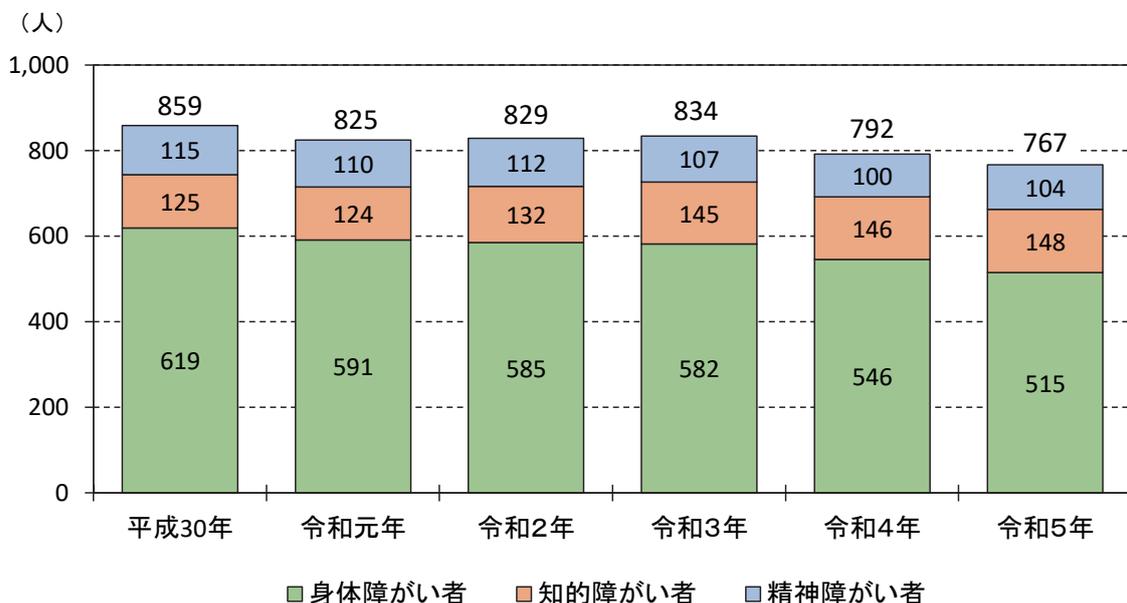
障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成30年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は令和2年から増加傾向、精神障がい者は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

■ 障がいのある人の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	859	825	829	834	792	767
身体障がい者	619	591	585	582	546	515
18歳未満	7	8	9	8	9	9
18歳以上	612	583	576	574	537	506
知的障がい者	125	124	132	145	146	148
18歳未満	24	24	29	30	29	31
18～64歳	83	84	86	98	100	99
65歳以上	18	16	17	17	17	18
精神障がい者	115	110	112	107	100	104
18～64歳	93	88	73	82	75	78
65歳以上	22	22	39	25	25	26

※各年4月1日現在
[出典] 俱知安町福祉医療課



2 特別保育及び特別支援学級等の状況

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

(単位：箇所、人)

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5
	学級数	12	13	14	13 (2)	13 (4)	11 (4)
	児童数	23	31	30	33 (77)	33 (90)	32 (98)
中学校	施設数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	4	5 (0)	4 (0)	2 (0)
	生徒数	7	10	14	13 (0)	12 (4)	13 (11)

※各年5月1日現在

※カッコ内は通級指導教室の学級数と児童生徒数。巡回指導の場合は学級数に含めていない。

[出典] 倶知安町教育委員会

■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	2	4	4	1	0	1
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	2	2	1	0	0	0
小樽高等支援学校	3	3	3	3	4	2
札幌視覚支援学校	1	1	1	0	0	0
札幌高等養護学校	0	0	0	1	1	0

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

■特別支援教育支援員の配置状況の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 校	10	13	11	13	9	9
中 学 校	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

● 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人にとって住みよいまちとは全ての人にとって住みよいまちであるという考え方を基本に据え、障がいのある人もない人もともに住みよいまち、障がいのある人が地域で自立した生活ができるまちづくりを進めるよう、基本理念を下記に掲げます。

－ 基本理念－ ともに生きる自立支援の社会づくり

基本目標1 地域における生活支援の充実

羊蹄山ろく相談支援センターや役場相談窓口を中心として関係機関と密接な連携による相談支援体制の維持・充実に推進するとともに、ケース会議や研修会を通じた担当者の資質向上により、相談対応の質的向上に努めます。

また、疾病の発症及び重症化予防、障がいの早期発見と早期対応を行うため、母子保健活動を含めた保健事業を総合的に推進します。

併せて、障害福祉サービスの提供体制を維持するために担い手となる人材の確保に向けた支援を行うとともに、地域における住まいの確保に努め、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標2 自立と社会参加の促進

自分らしい生活を自らの意思で選択・決定していくためには、障がいのある人自身が主体性と自立性を発揮し、積極的に社会参加できる体制づくりが重要です。

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた地域における就労支援を充実させるとともに、移動手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標3 ともに支え合う共生のまちづくり

障がいの有無や程度にかかわらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、誰もが誇りと尊厳をもって、社会を構成する一員として暮らす地域共生社会（ともに生きる社会）をめざします。

このような社会を実現するためには、町民が障がいのある人を取り巻く状況や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を持つことが必要です。

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くための啓発活動に取り組むほか、権利擁護や防災対策などに取り組みます。

2 施策の体系

基本目標	大項目	中項目	
地域における生活支援の充実 《基本目標1》	1 相談支援と情報の提供	(1) 相談支援体制の整備	
		(2) 情報提供等の充実	
	2 保健・医療の充実	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防	
		(2) 適切な保健・医療の提供	
	3 生活支援の充実	(1) 在宅生活への支援	
		(2) 居住の場の確保	
		(3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上	
		(4) 外出や移動の支援	
	自立と社会参加の促進 《基本目標2》	1 教育・療育の充実	(1) 療育・発達支援体制の充実
			(2) 教育の充実
		2 雇用・就労の推進	(1) 障がい者雇用の普及と啓発
			(2) 一般就労の促進
(3) 福祉的就労の促進			
(4) 障がい者雇用の促進			
3 スポーツ・文化活動の促進		(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進	
		(2) 芸術・文化活動の促進	
ともに支え合う共生のまちづくり 《基本目標3》		1 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進
			(2) 差別及び虐待防止のための取組の推進
	2 ともに支え合うまちづくり	(1) 理解と交流の促進	
		(2) 心のバリアフリーの促進	
		(3) 地域における福祉活動の推進	
	3 生活環境の充実	(1) バリアフリー化の推進	
		(2) 防災・防犯対策の推進	

基本目標1 地域における生活支援の充実

1 相談支援と情報の提供

複合的のニーズを持った障がいのある人のニーズに対応できるよう、行政と相談支援事業者を中心とした相談体制の充実を図ります。

また、障がいに関する情報提供の充実を図るとともに、情報バリアフリー化や視覚障がいや聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援を行います。

①相談支援体制の整備

- 羊蹄山麓7町村連携による相談支援体制
- 身近な相談支援体制の充実
- 包括的な相談支援体制の整備

②情報提供等の充実

- 町広報紙等による情報の提供
- 情報バリアフリー化の促進
- コミュニケーション支援の充実

2 保健・医療等の充実

母子保健事業を通じて、妊娠・出産・乳幼児期・学齢期において切れ目のない支援に努めます。

また、生活習慣病の発症及び重症化を予防するため健診受診率の向上、高血圧対策、糖尿病対策を重点的に取り組みます。

①障がいの原因となる疾病等の予防

- 母子保健活動の推進
- 中高年期の予防対策の充実

②適切な保健・医療の提供

- 保健活動の基盤整備
- 難病対策の充実
- 医療給付等への適切な対応
- 感染症対策の推進

3 生活支援の充実

障害福祉サービスの充実を図るとともに、在宅生活の場の確保と外出や移動の支援を行います。また、障害福祉サービスを担う人材の確保・定着を図るための支援制度の検討を行います。

①在宅生活への支援

- 地域包括ケアの推進
- 居宅における生活支援サービスの充実
- 精神障がい者支援の充実
- 地域生活支援拠点等の整備
- 経済的支援制度の利用促進

②居住の場の確保

- 住まいの改善・整備
- 公営住宅の整備
- 住居入居等支援
- グループホーム等の整備支援

③福祉人材の確保とサービスの質の向上

- 研修の実施や支援
- 障害福祉サービス事業所への助成検討

④外出や移動の支援

- ハイヤー又は路線バス費用助成
- コミュニティバスの運行
- 移動支援事業の推進

基本目標2 自立と社会参加の促進

1 教育・療育の充実

障がいや発達の違いを早期に発見し、的確な相談・指導体制に結びつけることができるよう支援を行います。また、教育支援コーディネーターを中心として保育所・認定こども園・小中学校・保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、適切な情報提供や教育的支援を推進します

①療育・発達支援体制の充実

- 健診後の支援の充実
- 療育支援
- 関係機関の連携

②教育の充実

- 相談支援体制の整備
- 教育環境の充実
- 進路指導の充実
- 交流教育等の充実

2 雇用・就労の推進

障がいのある人の雇用を支援する各種制度について広く周知を行うとともに、北海道障がい者就労支援センターや就労継続支援B型事業所などの関係機関と連携をとりながら、一般就労及び福祉的就労の促進を図ります。

①障がい者雇用の普及と啓発

- 障がい者雇用に係る各種制度の周知
- 町広報紙等による普及啓発

③福祉的就労の促進

- 就労継続支援B型等の利用促進

②一般就労の促進

- 北海道障がい者就労支援センターなど関係機関との連携
- 町内企業への障がい者雇用の働きかけ

④障がい者雇用の促進

- 公共機関における雇用の促進
- 物品の優先調達

3 スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人が地域での豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションの場充実と参加支援を行うとともに、芸術・文化活動における発表の場の充実に取り組みます。

①スポーツ・レクリエーション活動の促進

- スポーツに関する活動やイベントなどの情報提供
- 健康の維持・増進、体力づくりなどの活動を通じた交流・仲間づくりの促進

②芸術・文化活動の促進

- 総合文化祭の開催
- 作品の展示販売やアートスタジオやギャラリーとの連携検討

基本目標3 ともに支え合う共生のまちづくり

1 権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護に向けて人権意識の普及・啓発を推進するとともに、差別解消と虐待防止を推進します。

また、日常生活上の判断能力が不十分な障がいのある人などに対して、本人を不利益から守る制度の周知と利用促進を図ります。

①権利擁護の推進

- 人権意識の普及・啓発
- 成年後見制度等の活用促進
- 関係機関の連携

②差別及び虐待防止のための取組の推進

- 差別解消の周知・啓発
- 虐待防止の推進

2 ともに支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため町民への啓発活動を行うとともに、福祉学習・交流教育を推進します。

また、地域において福祉活動を推進する関係団体の活動を支援します。

①理解と交流の促進

- 多様な機会の活用による啓発
- ヘルプマークの配布

③地域における福祉活動の推進

- 障がい者関係ボランティアの活動の促進
- 地域福祉活動の推進

②心のバリアフリーの促進

- 福祉教育の推進
- 交流教育の推進

3 生活環境の充実

障がいのある人が安心して生活できるよう、公共施設や道路・公共交通機関のバリアフリー化を推進に努めるとともに、防災・防犯対策を推進します。

①バリアフリー化の推進

- 公共施設のバリアフリー化
- 道路・公共交通機関のバリアフリー化

②防災・防犯対策の推進

- 防災・災害への安全対策
- 防犯対策の推進

資料編

1 俱知安町障害者施策推進協議会委員

(1) 俱知安町障害者施策推進協議会委員名簿

構成区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
関係行政機関	後志総合振興局保健環境部 保健行政室	係 長	三 好 真紀子	
	岩内公共職業安定所 俱知安分室	主 任	南 沢 篤 史	
学識経験のある者	俱知安町三師会	会 長	川 端 琢 磨	
	俱知安町民生委員児童委員協議会	会 長	安 達 進	会長
	俱知安町社会福祉協議会	事務局長	初 山 真一郎	
	社会福祉法人 俱知安福社会	施設長	追 立 司	
障がい者 (児) 又は 福祉関係 事業従事 者	NPO法人 とともに	理事長	小 林 敦 子	
	NPO法人 俱知安町手をつなぐ親の会	会 長	初 山 聡 子	
	社会福祉法人 黒松内つくし園 俱知安地区事業所	施設長	大 迫 拓 哉	
	NPO法人 しりべし地域サポートセンター	代表理事	安 藤 敏 浩	副会長
	NPO法人 MiMaTa 地域活動支援センター夢の匠	施設長	筒 井 陽 子	
	俱知安町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	係 長	大 坪 優 美	
	身体障害者相談員	—	高 橋 賢 次	
町職員	俱知安町こども未来課	課 長	上 木 直 道	
	俱知安町教育委員会学校教育課	課 長	岡 田 寿 江	

(2) 俱知安町障害者施策推進協議会事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
俱知安町福祉医療課	課 長	黒 田 智	
俱知安町福祉医療課	主 幹	三 浦 正 記	
俱知安町福祉医療課	主 幹	富 永 久 子	
俱知安町福祉医療課	主 幹	榎 野 舞 子	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	係 長	菊 地 龍 司	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	佐々木 マリア	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	島 下 明日登	

2 策定経過

年 月 日	会議名等	内 容
令和5年7月12日	令和5年度 第1回 倶知安町障害者施策推進協議会	①計画策定の概要について ②障がい者等の状況について ③障害者総合支援法等の改正について (参考) ④アンケート調査の実施について
令和5年8月8日 ～8月31日	倶知安町障がい者計画策定に 向けたアンケート調査の実施	①障がい者向けアンケート調査 ②障がい児の保護者向けアンケート調 査
令和5年10月20日 ～10月31日	倶知安町障がい者計画等策定 に向けた障害福祉サービス事 業所調査の実施	①障害福祉サービス事業所調査
令和5年12月1日	令和5年度 第2回 倶知安町障害者施策推進協議会	①アンケート調査の実施について ②第4次倶知安町障がい者計画(骨子 案)について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画(骨子案)につ いて
令和6年1月18日	令和5年度 第3回 倶知安町障害者施策推進協議会	①第4次倶知安町障がい者計画(素案) について ②倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画(素案)につ いて
令和6年1月24日 ～2月7日	パブリックコメント	町民意見の募集
令和6年2月19日	令和5年度 第4回 倶知安町障害者施策推進協議会	①パブリックコメントの実施結果につ いて ②第4次倶知安町障がい者計画につ いて ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画について

第4次倶知安町障がい者計画

令和6年3月発行

発行 倶知安町

編集 倶知安町 福祉医療課

〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-55-6115 FAX 0136-21-2143